料金等定義書
（小型空調料金）

2026年4月1日

館林瓦斯株式会社

1. 適　用

この料金等定義書は、この料金等定義書の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 料金等定義書の変更

当社は、この料金等定義書を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の料金等定義書によるものとします。

3. 用語の定義

(1)「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力105．5kw(30US．RT)以下のガス吸収式の機器をいいます。

(2)「その他期」とは、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。

(3)「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、及び地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この料金等定義書においては10%といたします。

4. 適用条件

使用者が、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガス使用量を計量する専用のガスメーター(以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。)を設置する場合には、当社に対してこの料金等定義書の適用を申し込むことができます。

5. 適用の開始および適用終了

(1)使用者は、本料金等定義書を承諾のうえ、当社に適用を申し込んでいただきます。本料金等定義書の適用は、当社が申し込みを承諾した時点から開始いたします。

(2)使用者は、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約1種又は小型空調契約2種のいずれかの適用を受けるものとします。

(3)本料金等定義書の適用は、適用開始日から終了時期を定めずに継続するものとします。

(4)当社は、小型空調機器の使用がないことを確認した場合には、本料金等定義書の適用を終了し、一般ガス料金等定義書を適用することがあります。

(5)当社は、使用者が当社との本料金等定義書または他の料金等定義書にもとづく料金を、小売契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に適用終了を行った場合には、当該月の検針日及び適用終了を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7.料　金

(1)当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して25日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2)当社は、小型空調1種には別表の料金表1を、小型空調2種には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8.単位料金の調整

(1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表2及び別表3の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

＝基準単位料金＋0.078円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

＝基準単位料金－0.078円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)

(備　考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格(トンあたり)

82,710円

②　平均原料価格(トンあたり)

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

＝トン当たりLNG平均価格×0.9330

＋トン当たりLPG平均価格×0.0731

(備　考)

トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。

③　原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付　則

1. 本料金等定義書の実施期日

本料金等定義書は、令和8年4月1日から実施いたします。

2. 新規適用の停止

当社は、令和8年4月1日以降、本料金等定義書の新たな適用の申込みを受け付けません。

3. 経過措置

前項にかかわらず、令和8年3月31日までに本料金等定義書の適用を開始しているものについては、なお従前の例によります。

（別　表）

1.料金及び消費税等相当額の算定方法

(1)早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2)従量料金は、基準単位料金又は、8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3)調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4)早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切捨て）

① 早収料金に含まれる消費税等相当額 ＝ 早収料金 × 消費税率 ÷(1＋消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 ＝ 遅収料金 × 消費税率 ÷(1＋消費税率)

2.料金表1(小型空調1種)(消費税等相当額を含みます。)

(1)基本料金

1か月につき	3,069.00 円

(2)基準単位料金

	冬　期	その他期
1立方メートルにつき	165.46 円	155.78 円

(3)調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

3.料金表2(小型空調2種)(消費税等相当額を含みます。)

(1)基本料金

1か月につき	1,265.00 円

(2)基準単位料金

	冬　期	その他期
1立方メートルにつき	176.75 円	167.07 円

(3)調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。